

津久見市在宅医療・介護連携推進事業

メディカルケアステーション運用ポリシー

1. 目的

第1条 この運用ポリシーは、津久見市在宅医療・介護連携推進事業において、メディカルケアステーション（以下、MCS）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCSを適正に利用することを資することを目的とする。

2. 法令及びガイドライン

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等を遵守し、以下のガイドラインを十分に理解したうえで、MCSを利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイダンス 最新版

3. 利用申し込み

第3条 新たにMCSを利用する事業所は津久見市在宅医療・介護連携推進事業・推進会議に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、MCSの適正な運用に努めるものとする。

- ・[MCS利用登録申込書【別紙様式1】](#)
- ・[MCS利用に係る連携守秘誓約書【別紙様式2】](#)

4. 連携元事業所

第4条 患者（利用者）の情報共有を行う場合は、該当する患者（利用者）を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者（利用者）情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

5. 連携元事業所の責務

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・MCSのグループ登録（利用者、自由グループ）及び削除管理
- ・MCSの各グループへのユーザーの招待及び解除

6. 患者（利用者）同意

第6条 連携元事業所は、MCSで情報共有を行うにあたって、患者（利用者）もしくはその家族と「利用同意書」を交わし、双方が所持するものとする。

- ・[在宅医療・介護連携のためのMCSにおける個人情報使用同意書【別紙様式4】](#)

7. MCS管理者の設置

第7条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS管理者を設置し、MCSの管理運用を行う。

8. MCS管理者の責務

第8条 MCS管理者はMCSの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・MCSの患者（利用者）情報、個人情報等の管理全般
- ・MCSで利用するIT機器の管理
- ・MCSのIDの管理
- ・MCSの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- ・MCSへの事業所内スタッフ登録及び削除
- ・MCSのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理
- ・MCSへ書き込まれた情報の監視及び削除

9. スタッフ誓約書と教育

第9条 事業所管理者は、MCSを利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、MCS管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである

・ 従事者誓約書【別紙様式3】

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者（利用者）等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も知り得た情報を漏えいしない。
- (3) I T 機器について、適正な取り扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者（利用者）その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

10. M C S 利用上の留意事項

第10条 連携元事業者、M C S 管理者及びユーザーは別紙「M C S 利用上の留意事項」に留意してM C Sを利用する。

11. I D ・ パスワードの管理

第11条 M C S の I D 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つの I D を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合 8 ケタ以上とし、定期的（最長で 2 ヶ月に 1 回）に変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時に必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。
- (7) 類測されやすいパスワードを使用しないこと。
- (8) 類似のパスワードを繰り返し使用しないこと。

12. I T 機器のセキュリティ対策

第12条 I T 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト（Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールすること。
- (4) ブラウザは I D やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) M C S の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式でM C S 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (7) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業者ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運営を行うものとする。
- (8) 無線 L A N（W i - F i）に接続して利用する場合、正体不明等の信頼できない無線 L A N に接続して利用しないこと。

13. その他

第13条 その他、この規定の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附則

第1条 この規定は 2022 年 3 月 1 日から施行する。

MC S 利用上の留意事項

1. 連携元事業所

- (1) MC S で患者（利用者）単位のグループを作り、それぞれの患者（利用者）ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者（利用者）単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者（利用者）個人情報が増えるような適用は避ける。
- (2) 連携元事業者は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者（利用者）グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者（利用者）グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

2. MC S 管理者

- (1) MC S 管理者は、MC S を利用しなくなった患者（利用者）について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- (2) MC S 管理者は、MC S の安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーのMC S の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- (3) MC S 管理者も以下に示すMC S ユーザーの利用方法を遵守する。

3. MC S ユーザー

- (1) 情報セキュリティに十分に注意し、MC S のIDやパスワードを事業所スタッフを含むユーザー本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- (2) 患者（利用者）グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者（利用者）グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- (3) 各患者（利用者）グループへの書き込みは、MC S の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報提供の場として利用する。（誹謗中傷は厳禁）
- (4) MC S のグループごとに常に誰が参加しているのかをわかりやすくするためにも、MC S の個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
- (5) 自分が担当を外れた場合には、該当するグループから、速やかにメンバーから「解除」を行う。
- (6) 事業所を退職した時など、MC S を利用する必要が無くなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- (7) MC S ユーザーは、書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- (8) MC S ユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- (9) MC S ユーザーは、MC S のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかにMC S 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (10) MC S ユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかにMC S 管理者に連絡しその指示に従うこと。
- (11) MC S 内のファイルをダウンロードする場合、信頼できない利用者のものはダウンロードしない。
- (12) MC S 内に投稿されたURL（リンク）について信頼できない利用者のものや怪しいものについてはアクセスしない。
- (13) MC S の偽サイト（見た目がMC S そっくりな偽サイト）やMC S を偽るメール等に注意する。

メディカルケアステーション（MCS）利用登録申込書

津久見市在宅医療・介護連携推進事業推進会議

津久見市役所長寿支援課

津久見市医師会（事務局） 御中

本事業所において、メディカルケアステーション（MCS）を利用した情報共有を行いたいので、申し込みます。

年 月 日

事業所名：_____

管理者氏名：_____（※MCS 管理者として登録）

新規登録者（スタッフ）名簿

氏 名	職 種	メールアドレス

※一つのメールアドレスで複数のスタッフでの共有はセキュリティ上認められません。

※別紙様式 2（MCS 利用に係る連携守秘誓約書）と一緒に提出してください。

【提出先】

津久見市医師会立津久見中央病院

津久見市在宅医療・介護連携推進事業事務局

TEL：0972-82-1123 FAX：0972-82-8411

メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書

津久見市在宅医療・介護連携推進事業推進会議

津久見市役所長寿支援課

津久見市医師会（事務局） 御中

第 1 条（連携情報保持の誓約）

私は、メディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、メディカルケアステーションを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「津久見市在宅医療・介護連携推進事業メディカルケアステーション運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という。）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」という。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- ① 患者（利用者）、患者（利用者）の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます）
- ② その他連携業務内で知り得た情報（患者（利用者）、患者（利用者）の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません）

第 2 条（連携情報の管理等）

1 私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように注意します。

2 私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用ポリシーに基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

3 私は、従事者に対して個人情報保護や I T 機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

第 3 条（利用目的以外での使用禁止）

私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者（利用者）その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

第 4 条（退職後の業務情報保持の誓約）

私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

第 5 条（損害賠償）

私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

年 月 日

事業所名：_____

事業所所在地：_____

管理者氏名：_____

業務情報保持に関する誓約書

事業所名：_____

管理者：_____様

第1条（業務情報保持の誓約）

私は、貴事業所の業務の従業員として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含みます）を遵守するとともに、以下の情報（以下、「業務情報」といいます）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、譲渡及び使用しないことを誓約します。

- ① 患者（利用者）、患者（利用者）の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提案したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます）
- ② その他事業所内知り得た情報（患者（利用者）、患者（利用者）の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません）

第2条（情報の管理等）

- 1 私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます）を貴事業所の許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。
- 2 私は、貴事業所から貸与を受けた機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器以外の機器に情報を保存しないものとします。
また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- 3 私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を越えた操作を行ったり、不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

第3条（利用目的外での使用の禁止）

私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者（利用者）その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

第4条（退職後の業務情報保持の誓約）

私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

第5条（損害賠償）

私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

年 月 日

住所：_____

氏名 _____

在宅医療・介護連携のためのメディカルケアステーション（MCS）における個人情報使用同意書

（使用の目的）

- 1 患者さん、利用者さんの療養生活をより良くするため、インターネットを活用した連絡手段を使用し、患者さん、利用者さんの在宅医療・介護・福祉に関わる事業所及び関係者（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・ケアマネージャー、通所サービス、訪問サービス、介護施設等）が医療・介護・福祉の情報共有を行い、連携を深めることを目的とします。

（使用するインターネットについて）

- 2 医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用開発された、「メディカルケアステーション（以下、MCSといいます）」（株式会社エンブレース提供）を用います。医療介護ならではのセキュリティ、アクセス制御、管理体制が整った完全非公開型のシステムです。また、災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されています。

（使用にあたっての条件）

- 1 個人情報の共有は、前述した目的の範囲内で必要最小限の関係者及び内容にとどめ、情報共有の際は関係者以外には決して漏れることのないよう最新の注意を図ります。MCSで扱う個人情報は、個人情報保護法、MCS運用ポリシー等に基づき適切に管理します。
また、患者さん、利用者さんに利用料金がかかることは一切ありません。

（共有される情報について）

- 2 共有される情報については以下のとおりです。
患者氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、病歴、病名、治療や検査の内容（薬剤、処置、血液検査、レントゲン等の画像）、褥瘡等の身体画像、連携者の訪問内容、その他医療・介護・福祉に関係する情報。

（患者さん、利用者さんが有する権利）

- 3 患者さん、利用者さんは、MCS利用について以下の権利があります。
 - ・ 特定の情報共有を拒否する権利
 - ・ 利用の停止及び消去を求める権利
 - ・ 共有された情報の開示を求める権利

（問い合わせ先）

- 4 MCSに関するお問い合わせは下記までご連絡願います。

津久見市在宅医療・介護連携推進事業推進会議

津久見市役所長寿支援課

TEL：0972-82-4111 / FAX：0972-82-

津久見市医師会（事務局）

TEL：0972-82-1123 / FAX：0972-82-8411

在宅医療・介護連携のためのメディカルケアステーション（MCS）における個人情報使用同意書

年 月 日

私は、「メディカルケアステーション」（MCS）における個人情報使用に関する事項について説明を受け、
いずれも同意します。

<利用者本人>

氏 名： _____

住 所： _____

<家族等>

氏 名： _____（続柄 _____）

住 所： _____

<説明者>

連携元事業所名： _____

氏 名： _____

※原本を連携元事業者、写しを利用者が所持すること